

条 例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条及び附則第三項において」を「以下」に改める。

第六条中「に定めるもののほか、基金の管理」を「の施行」に改め、同条を第九条とする。

第五条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（交付の要件）

第八条 令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、収納不足市町村（法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。）に係る次に掲げる事情とする。

一 被保険者（法第五条に規定する被保険者をいう。）の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

二 企業の倒産（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）又は主要な生産物に係る価格の低下等により地域の産業に著しい影響が生じたこと。

三 その他前二号に掲げる事情に準ずる事情として知事が認めるもの

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第三条を第四条とし、第二条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（抛入金）

第二条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項の規定に基づき市町村に対して納付を求める財政安定化基金抛入金（次項及び第三項において「抛入金」と

いう。)の総額については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。次項及び第八条において「令」という。)第二十二條第二項の規定に基づき知事が定める額とする。

2 拠出金は、県内の全ての市町村が、令第九条第一項に規定する算定方法に準じて算定した額を負担するものとする。この場合において、各市町村が負担する額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号から第四号までに掲げる数を乗じて得た額とする。

一 前項に規定する額

二 イに掲げる数にロに掲げる数を乗じて得た数に一を加えた数

イ 令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数

ロ 令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数から一を控除した数

三 イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1) 令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数

(2) 令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合

ロ 令第九条第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合

ハ イ(1)に掲げる数に一を加えた数

四 令第九条第一項第四号の一般納付金基礎額調整係数

3 県は、市町村が納期限までに拠出金の納付を行わなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額に年十四・六パーセントの割合を乗じて得た額の延滞金を徴収する。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定による延滞金の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

附則第三項中「第五条」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。